平成２６年（フ）第２５５号
福井市大森町86字小羽湯11、商業登記簿上の本店所在地福井市大森町64字松木谷１番地の１
破産者　大森商事株式会社
１　決定年月日　平成28年４月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５８号
東京都武蔵村山市中藤４丁目22番地の１
破産者　小堀　一弥
１　決定年月日　平成28年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９６４号
東京都東久留米市下里７丁目８番14―404号
破産者　鈴木　史朗
１　決定年月日　平成28年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２８５号
金沢市みずき３丁目25番地　出村方、従前の住所石川県白山市道法寺町ヘ１番地14
破産者　直林　照文
１　決定年月日　平成28年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
高知市高須１丁目５番22号
破産者　杉本　武司
１　決定年月日　平成28年４月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第９号
秋田県横手市朝日が丘２丁目８番33号
破産者　高橋　　剛
１　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
２　一般調査期日　平成28年６月９日午前10時30分
平成28年４月６日　秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３８８３号
大阪府高槻市明野町13番８号　ピア明野101号、開始決定時の住所大阪府高槻市下田部町２丁目20番29号の９
破産者　澤田　幸一
１　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
２　一般調査期日　平成28年６月９日午後２時
平成28年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２号
大津市千町１丁目25番10号　201号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市江頭町1009番地５
破産者　勝浦　義美
１　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
２　一般調査期日　平成28年６月８日午前10時
平成28年４月６日　　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９６号
高知市井口町88番地　光コーポ21号室
破産者　久市　修佳
１　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
２　一般調査期日　平成28年７月６日午前９時30分
平成28年４月６日　　高知地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第９号
さいたま市大宮区宮町１丁目40番地
清算株式会社　株式会社ニコニコ堂楽器店
代表清算人　石井　秀夫
１　決定年月日　平成28年４月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（ヒ）第１０号
さいたま市大宮区宮町１丁目40番地
清算株式会社　株式会社まるひで
代表清算人　石井　秀夫
１　決定年月日　平成28年４月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２８年（再）第１号
奈良県大和郡山市南郡山町561番地
再生債務者　有限会社はるみちや
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　奈良市花芝町９番地の２　川崎ビル　川崎法律事務所　弁護士　馬場　智巌
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成28年４月４日　　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第５号
長崎県長崎市出島町13番８―204号
再生債務者　馬場菜摘美
１　決定年月日時　平成28年４月５日午後０時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月26日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月10日から平成28年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第５１号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｆ２―1303
再生債務者　川村　由幸
１　決定年月日時　平成28年４月６日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月27日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月11日から平成28年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部